

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第47条の2第1項第1号および第77条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第122条の10第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第131条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。